

草津市 文化財保存活用地域計画

【概要版】



「文化財保存活用地域計画」とは…

各市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランです。

「文化財保存活用地域計画」において、文化財の保存・活用に関し、目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定め、これに従って計画的に取組を進めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が一層促進されます。また、文化財行政の取組の方向性を計画として対外的に明示するとともに、広く周知し、民間団体等の様々な関係者のみならず、地域住民の理解・協力を得ることにより、地域社会総がかりによる、より充実した文化財の保存・活用を図っていくことが可能となります。

(文化庁 HP より抜粋)

「草津市文化財保存活用地域計画」策定の背景と目的

国の文化財保護の方針は、個別の文化財保護を目的としたものから、歴史文化の総合的な保存・活用に向けた実践的取組へと移行しつつあります。このような状況の中、本市の歴史文化が抱える課題について、市民と行政が互いに協力し、歴史文化を保存・活用するための仕組みや体制づくりを進めるため、総合的なマスタープランとして、平成31年(2019)3月に「草津市歴史文化基本構想」を策定しました。

「草津市歴史文化基本構想」を踏まえ、本市における歴史文化の保存・活用に地域社会全体で取り組み、互いに協力していくための目標や、より具体的な措置の内容など、文化財の保存・活用に関する総合的なアクションプランとするために、本計画を作成しました。

「歴史資産」と「歴史文化」の定義について

本計画では、指定・未指定に関わらず文化財そのものと、それに伴う交通や特産品、その地域の産業など、文化財に付随する要素を含んだ概念を「歴史資産」とし、「歴史資産」の周辺の地域や所有者や保存団体などの周辺環境全体を含んだ概念を「歴史文化」と定義し、区別します。



歴史文化・歴史資産・
文化財の関係図

草津市の歴史文化



上空から見た草津

【草津市の位置・面積】

滋賀県の南東部、湖南地域にあり、北は守山市、東は栗東市、南は大津市、そして市の西側には、日本最大の湖である琵琶湖が広がっています。

東西約10.9km、南北約13.2km、面積は67.82km²(うち琵琶湖面積19.17km²を含む)です。

【地名】

「草津」の地名を最初に確認することができる文献は、鎌倉時代、正安元年(1299)に編纂された「一遍上人絵伝」巻七です。内陸に位置するにもかかわらず、「津」と称される意味については、明らかにされていませんが、「種々の物資が集散する陸の津頭」を意味するとされることが多くあります。「草津」の地名はその後、応永29年(1422)、将軍足利義持が伊勢参宮に際し「草津御所」を造営したと記されている「花営三代記」などの記録に登場します。

【自然環境】

本市は琵琶湖の東南に位置し、市中央部から南部にかけて、信楽山地およびこれに連なる金勝山地から延びる瀬田丘陵が発達しています。また、市北部には沖積低地が発達するとともに、旧野洲川が形成した自然堤防が手のひら状に形成され、古くから人々の生活の場となっています。

水系は、南部の金勝山と瀬田丘陵より注ぐものと、北部の旧野洲川より注ぐものとに分かれ、市域の河川の多くは天井川を形成しています。

【植生】

本市には1,287種の植物の生育が確認されています。そのうち草本類が最も多く、309種を占めます。その中には、歴史文化の形成に影響を及ぼした植物も含まれており、その中には2件の市指定天然記念物が含まれています。



市指定天然記念物
三大神社のフジ



市指定天然記念物
最勝寺のツバキ(熊谷)

【社会環境】

草津市は JR 琵琶湖線、JR 草津線、JR 東海道新幹線ならびに名神高速道路などが通る交通の結節点であり、市外からの通勤者・通学者を集める都市です。

平成 27 年度国勢調査の結果を受けて公表された滋賀県の人口は約 1,413,000 人で、全国第 26 位、人口増加率は 0.17% で全国第 7 位ではあるものの、増加率は、昭和 50 年(1975)の 10.77% をピークに低下し続けています。

また、本市は鉄道などのインフラ整備によって京阪神のベッドタウンとして発展し続け、大手企業の工場や立命館大学びわこ・くさつキャンパスが立地するなど、通勤・通学や雇用の場としての機能も備え、全国的に人口減少局面を迎える中で、現在も人口が増加しています。

【歴史的変遷】

草津市では、縄文時代から人々の暮らしの痕跡が残されています。弥生時代には臼玉や管玉などの玉づくりが行われた痕跡や、多くの木製品が発見されています。

市域南部の各地には古墳時代前期から古墳が築かれ、草津市から大津市にかけて広がる瀬田丘陵では、製鉄・鑄造・製陶を行った生産遺跡として、国史跡野路小野山製鉄遺跡などが残されています。

さらに、草津市には歴史ある建造物や仏像などの美術工芸品、中世の風流踊りに系譜を持つサンヤレ踊りなどの民俗文化財が継承されています。そして、中世末以降に船奉行を務め、天台宗寺院として 600 年以上法灯を受け継いできた国史跡芦浦観音寺跡など、信仰や祭礼に関する歴史文化が数多く所在します。

市域中部では、近世に東海道と中山道が分岐・合流する交通の要衝として宿場町草津が発展をみせ、国史跡草津宿本陣をはじめとして、姥ヶ餅などの名物や各地に建てられた道標が残されています。



狭間遺跡 埋没古墳



重要文化財観音寺阿弥陀堂
(芦浦観音寺)



歌川広重画
「東海道五拾三次之内草津」

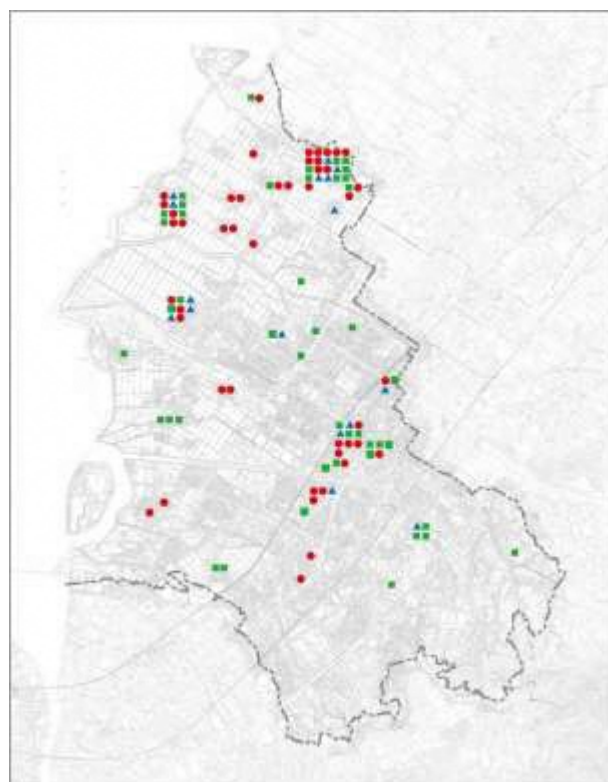
草津市の文化財の状況

○指定文化財の状況(選択、登録含む)

指定 区分	件数	種別ごとの件数
国	34 件	有形文化財：65 件 民俗文化財：9 件 史跡名勝天然記念物：8 件 選択無形民俗文化財：6 件 登録有形文化財：5 件 登録有形民俗文化財：1 件
県	16 件	
市	44 件	
合計	94 件	

○未指定文化財・埋蔵文化財の状況

分類	総数
未指定文化財	4,792 件
埋蔵文化財	153 遺跡 (※周知の埋蔵文化財包蔵地)



指定・選択・登録文化財 分布図
凡例 (指定等区分、●：国 ■：県 ▲：市)

計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度(2020)から令和11年度(2029)の10年間とします。

また、計画期間を3つに区切り、令和2年度から令和4年度の3年間を短期、令和5・6年度を中期、令和7年度から令和11年度の5年を長期とし、事業計画の目安とします。

なお、文化財を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、迅速かつ柔軟に施策の推進を図るため、計画期間中であっても、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

草津市の歴史文化の特徴

草津市の自然的環境・歴史の変遷・文化財の指定状況などから、以下の3つの特徴が導かれます。

【生産の歴史文化】



中沢遺跡出土 和琴

古代の瀬田丘陵上(本市南部～大津市)には、国史跡野路小野山製鉄遺跡に代表されるように、製鉄・鑄造・製陶といった生産遺跡が展開していました。

このように、本市の地形や水系など、自然環境に調和した草津では、弥生時代以降、時代に応じて様々なものづくりが行われました。特に古代には、瀬田丘陵周辺で大規模な製鉄・鑄造を中心とした火を使ったものづくりが行われており、当時の都との関わりをうかがうことができます。

烏丸崎遺跡などから製品とともに未成品が出土することや、柳遺跡や中沢遺跡などから木製の鋤鍬とともに未成品の木製農工具が出土することから、本市のものづくり文化は、弥生時代から古墳時代にかけての玉づくりや木製品の加工に始まったことが分かっています。



国史跡野路小野山製鉄遺跡
(製鉄炉)



榊差遺跡出土獣脚鑄型と復元イメージ図

【信仰の歴史文化】

湖南地域には、天智天皇により近江大津宮(大津市)に遷都された時期と前後して造営された古代寺院跡が随所に認められます。市域においては、市指定(史跡)花摘寺跡、宝光寺跡などの古代寺院が営まれており、これらの所在地の多くが北部に想定されることが特徴の1つとなっています。

また、本市には安土桃山時代から江戸時代まで、琵琶湖の湖上交通を管掌した芦浦観音寺が所在しています。現在も室町時代から江戸時代の建物や、当時の土塁などの遺構が良好に残っていることから、「芦浦観音寺跡」として国の史跡に指定されています。



宝光寺跡 瓦積基壇

市域で行われているサンヤレ踊りは、その起源が風流踊りに求められるとされます。風流踊りとは、華やかな衣装を身に付けた集団が歌い舞うもので、室町時代に近畿各地で流行したものを言います。

このように、寺社などの建造物や、地域に受け継がれる風習や民俗芸能は、現在まで大切に守り伝えられるとともに、発掘調査によって古代からの人々の祈りの姿を見ることができる遺構や遺物が確認されています。



国史跡芦浦観音寺跡



草津のサンヤレ踊り(片岡)

【街道の歴史文化】

市域南部に広がる野路岡田遺跡、榊差遺跡および黒土遺跡で古代の主要官道である東山道と推定される道路状遺構が検出されていることから、本市では近世の東海道と中山道が通る以前より、古代の官道が通っていたと考えられています。

近世の草津の地は、東海道と中山道が分岐・合流する宿場町であり、交通・物流拠点としてにぎわいました。草津宿には大名や幕府役人などが休泊に利用した「本陣」が2軒設けられ、その他にも旅籠や木賃宿などが軒を連ね、多くの旅人を迎え入れました。2軒の本陣の内1軒が現存しており、「草津宿本陣」として国の史跡に指定されています。

このように、本市は古代から交通の要衝として知られ、陸上交通と琵琶湖を介した湖上交通の集積地となり、人と物が行き交う地としてその名を広めました。本市は、現在でも京阪神のベッドタウンとして発展しており、交通の要衝であるという歴史性は連綿と引き継がれています



榊差遺跡 推定東山道



史跡草津宿本陣



追分道標

歴史文化の保存・活用に関する基本理念

歴史文化は本市の財産であり、地域の魅力となりうる資産です。さまざまな歴史文化を後世に伝えるために必要な保存を図りつつ、新しい媒体や手法によって地域の暮らしと一体的な資産として活用する方法を模索し、より一層魅力的な草津らしいまちづくりへと展開できるように検討を重ねていく必要があります。

そこで、今後の本市における歴史文化の保存・活用に関する基本理念として、次の3つを設定します。

- 1 草津市に受け継がれてきた歴史文化を後世に守り伝えます。
- 2 草津市の歴史文化を活用し、草津らしいまちづくりを推進します。
- 3 市民と行政と学識経験者が協働し、地域の活性化および魅力の再認識を図ります。



保存・活用に関する措置

本計画の計画期間である 10 年間は、先述の基本方針に基づく、文化財の適切な整備や文化財の情報収集と整理、将来的な文化財の保存・活用への基盤づくり、市民の参画などを中心に事業の展開を図ります。

本市の歴史文化が抱える課題と課題に対する基本方針に基づき、実施する事業は、以下の通りです。

課題① 歴史資産の保存・継承と支援

方針(1) 【繋ぐ】歴史文化を守り、人・地域・未来を繋ぎます

歴史資産の周辺環境を含めた保存・継承を支え、歴史文化を次の世代へ守り伝えます。

事業名
埋蔵文化財調査の実施
未指定文化財調査の実施
文化財データベースの作成
歴史文化が記録された写真や映像記録の収集とデジタル化
発掘調査フィルムのデジタルデータ化
指定文化財記録の作成
行事・祭礼の調査および記録作成
草津市文化財保護審議会の開催
文化財保存修理体制の検討
様々な世代の人々と文化財のマッチング
市民が主体となって歴史文化の保存・活用に参加できる プラットフォームの形成
未指定文化財の指定・登録
草津宿本陣文書調査の実施
史跡草津宿本陣の整備
史跡芦浦観音寺跡の整備
史跡野路小野山製鉄遺跡の整備
常設の埋蔵文化財整理室の検討



文化財調査



青花紙担い手セミナー

課題② 歴史文化の価値・魅力・情報発信の推進

方針(2) 【伝える】草津との出会いを生み出すために、様々な情報を広く伝えます

歴史文化の価値や魅力と出会うきっかけとなるよう、幅広い世代に対して積極的な情報の共有・発信を推進します。



商業施設でのイベント

事業名
歴史文化を伝えるイベントの開催
歴史に親しむ講座の開催
くさつ歴史発見地図の活用の推進
歴史文化周遊ルートおよび自転車活用検討やサイン・マップ整備
くさつ観光巡回バスの運行
市ホームページの改良とデジタルミュージアムの構築
先端技術を活用した情報の提供
野路小野山製鉄遺跡の活用の検討

課題③ 歴史文化のまちづくりへの活用

方針(3) 【創る】歴史文化を活かして「草津らしい」まちを創ります

地域の人々によって守り伝えられてきた歴史文化は、地域の歴史を物語る重要な要素であることを認識し、これらの保存・活用に努めます。



健幸事業



発掘調査成果報告会

事業名
「草津市文化財保存活用地域計画」の周知
歴史文化を活用したプログラムの作成
景観整備についての指導の継続
健幸事業への歴史文化の活用
各地域まちづくりセンター活用の基盤づくり
各地域まちづくり協議会との連携の推進
地域で作られた「記憶絵」の活用と発信
市民が作る歴史文化を活用した事業の支援

課題④ 歴史文化の公開・活用機会の創出

方針(4) 【活かす】歴史文化の特徴を踏まえて、地域活性化に活かします

歴史文化の保存活用のための体制を整え、関連団体・地域などと行政が互いに協力しあい、歴史文化を活用する機会の創出を図ります。

事業名
教育の場における歴史文化の活用
史跡草津宿本陣の公開
史跡草津宿本陣の活用事業の実施
本陣結婚式の実施
ライトアップイベント「草津街あかり」との連動企画の開催
歴史文化を学ぶ資料づくり
マンホールカードの配布
芦浦観音寺の一般公開の支援
博物館等展示収蔵施設の検討と整備
草津の歴史文化を伝える企画展の開催
歴史文化を活かした地域づくりの創出



史跡草津宿本陣「草津街あかり」



市の歴史を伝える企画展

課題⑤ 文化財の防犯・防災体制の検討

方針(5) 【守る】市民と行政が協力して、天災・人災から地域の歴史資産を守ります

台風などの自然災害や人災から文化財を守り、恒久的な保存を実現するため、市と地域の連携による防犯・防災対策の体制づくりに取組みます。



防火訓練・防火点検

事業名
助成制度の周知と更なる利用促進
防災訓練の継続実施
防犯・防災設備の整備
防犯・防災体制構築の推進
市民の防災意識の醸成
芦浦観音寺に所在する重要文化財の保存修理の検討

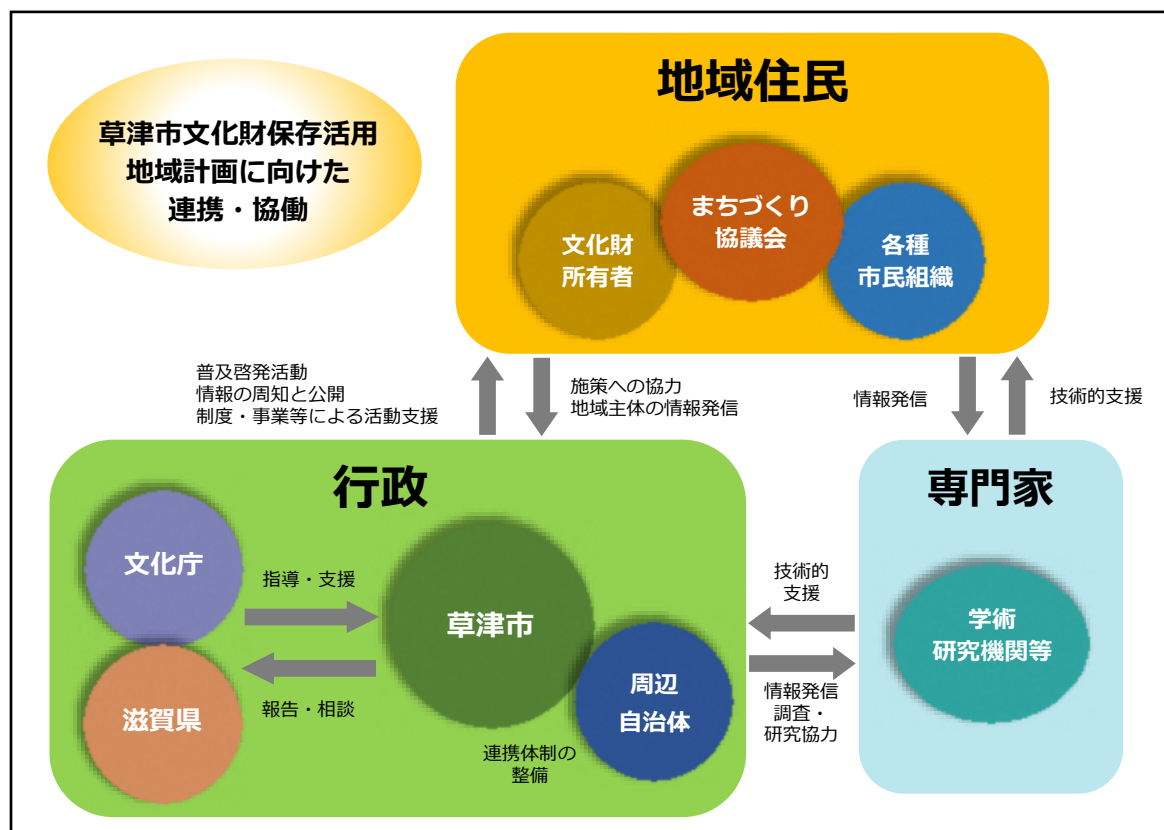
文化財の保存・活用の推進体制

本計画を実現していくための本市の体制は次の通りです。さらに、文化財の保存と活用を担うことのできる民間団体の確立などを検討する必要があります。

本計画に向けた連携では、地域住民・専門家・行政の連携・協働が必要不可欠です。

地域住民とは、文化財の所有者や保存団体などの歴史文化に関わる人々、市域 14 の地域に所在する各地域まちづくり協議会など、各種市民組織をはじめとした本市の市民全体を指します。地域住民へは政策への協力や、歴史文化に関する情報の提供や発信を求めるものとしています。

行政は歴史文化の啓発活動や地域住民から提供される情報の周知と公開、事業の実施や活動支援、啓発活動を行い、必要と判断する場合には専門家へ調査・研究協力を依頼し、歴史文化の正確な情報や評価を求めます。



「草津市文化財保存活用地域計画」の実現に向けた体制整備

草津市文化財保存活用地域計画【概要版】

令和 2 年 7 月発行/草津市

表紙の写真

- ・ 史跡芦浦観音寺跡
- ・ 史跡野路小野山製鉄遺跡(製鉄炉)
- ・ 追分道標
- ・ 草津のサンヤレ踊り(下笠)
- ・ アオバナ
- ・ 史跡草津宿本陣